



物流分野等における取引の公正化に向けた 公正取引委員会の取組



物流取引を巡る独占禁止法・下請法の全体像

物流分野における取引の公正化のための取組

- 物流事業者に**不当に不利益を与える行為の禁止**（契約にない役務、荷待ち等）
- 労務費、エネルギーコスト等の上昇分の**適正な価格転嫁**

公正取引委員会は、物品の運送又は保管を委託する取引のうち、①荷主と物流事業者との取引については独占禁止法（**物流特殊指定**）、②物流事業者間の再委託取引については**下請法**を運用することにより、物流分野全体の取引の公正化に取り組んでいる。

| 法 律 | 対 象 | 規 定 |
|---------------------------------|--------------|--|
| 独占禁止法 ※ 物流特殊指定 | 荷主 | ●禁止行為 支払い遅延、減額、買ったたき等 |
| 下請法 | 物流事業者 | ●元請物流事業者の義務 注文書交付、書類保存、 支払期日（受領後60日以内）の設定等 ●禁止行為 支払い遅延、減額、買ったたき等 |

※ **物流特殊指定**は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された独占禁止法上の告示

下請法（下請代金支払遅延等防止法）－適用対象－

資本金区分

| 親事業者 | 下請事業者 |
|-------------|--------------|
| 3億円超 | 3億円以下(個人含む) |
| 1千万円超 3億円以下 | 1千万円以下(個人含む) |

対象となる取引

物流事業者が、請け負った運送・保管業務の全部又は一部を**再委託**すること



※物流特殊指定と下請法の両法に該当する場合は、**下請法を優先的に適用**

物流特殊指定 – 適用対象 –

荷主と物流事業者の関係（資本金区分）

| 荷主（特定荷主） | 物流事業者（特定物流事業者） |
|---------------------|---------------------|
| 資本金 3 億円超 | 資本金 3 億円以下（個人含む） |
| 資本金 1000 万円超 3 億円以下 | 資本金 1000 万円以下（個人含む） |
| 取引上の地位が優越している荷主 | 取引上の地位が劣っている物流事業者 |

対象となる取引

- ① 荷主が物流事業者に対して直接委託する場合



- ② 荷主の子会社が物流事業者に対して再委託する場合



下請法（下請代金支払遅延等防止法）－義務と禁止行為－

親事業者の義務

※物流特殊指定（独占禁止法）にはない規定

- 発注書面の交付
- 書類の作成・保存（2年間）
- 下請代金の支払期日（受領後60日以内）を定める
- 下請代金の支払遅延に係る遅延利息（年率14.6%）の支払い

親事業者の禁止行為

※物流特殊指定（独占禁止法）と同様の禁止行為

- 受領拒否
- 支払遅延
- 減額
- 返品
- 買ったたき
- 購入強制・利用強制
- 報復措置
- 有償支給原材料等の対価の早期決済
- 割引困難な手形の交付
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 不当な給付内容の変更・やり直し

適正な価格転嫁の実現に向けての公正取引委員会の取組

令和3年12月27日、中小企業等が**労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁**できるようにし、**賃金上げの環境を整備**するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）が取りまとめられた。

公正取引委員会は、令和4年3月30日、「**令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定

① 独占禁止法の執行強化

- ・優越的地位の濫用に関する緊急調査
- ・大企業とスタートアップとの取引に関する調査
- ・荷主と物流事業者との取引に関する調査
- ・公正取引委員会の体制強化
- ・独占禁止法の適用の明確化 等

② 下請法の執行強化

- ・買ったたきの解釈の明確化【次頁参照】
- ・買ったたきに対する取締りの強化
- ・ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査 等

③ 価格転嫁円滑化スキーム

- ・違反行為情報提供フォームの運用
- ・事業所管省庁との連名による事業者団体に対する法遵守状況の自主点検の要請 等

公正取引委員会は、令和5年3月1日、「**令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン**」を策定

① 独占禁止法の執行強化

- ・転嫁円滑化に向けた更なる調査
緊急調査を上回る規模の業種及び発送数の書面調査を実施（令和5年12月27日公表）【16頁】
- ・荷主と物流事業者との取引に関する調査
前回は上回る規模の立入検査の実施、注意喚起文書の送付（調査結果を令和5年6月公表）【8頁】

② 下請法の執行強化

- ・重点的な立入調査（※）
- ・下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組
- ・法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握
- （※）重点的な立入調査（5業種）の中には道路貨物運送業が含まれている。

③ 価格転嫁円滑化スキーム

- ・法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方の周知
- ・相談対応及び情報収集の実施

（不当な下請取引）ゼロゼロ 110番
電話番号 0120-060-110
【受付時間】10:00-17:00
（土日祝日・年末年始を除く。）

独占禁止法Q&A等の改正（価格転嫁拒否に関する解釈の明確化）

公正取引委員会は、独占禁止法Q&A及び下請法運用基準を改正し、価格転嫁拒否に関する独占禁止法上の考え方を明確化。

Q

労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しないことは、優越的地位の濫用（又は下請法の買いたたき）として問題となりますか？

A

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② コストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用又は下請法違反（買いたたき）として問題となるおそれがある。

荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 (R5.6.1公表)

◆ 令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査

書面調査 (荷主30,000名、物流事業者40,000名) & **立入調査** (荷主101名)



荷主777名に対して、**注意喚起文書**を送付

◆ 注意喚起文書の送付先 (荷主777名)

| | | |
|---------|------------------------|------|
| 製造業 | 化学工業 | 45名 |
| | 食料品製造業 | 42名 |
| | 生産用機械器具製造業 | 34名 |
| | 輸送用機械器具製造業 | 31名 |
| | 窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、その他 | 205名 |
| 卸売業、小売業 | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 58名 |
| | その他の卸売業 | 39名 |
| | 飲食料品卸売業 | 38名 |
| | 機械器具卸売業、その他 | 97名 |
| その他 | 協同組合 | 82名 |
| | その他 | 106名 |

◆ 行為類型の内訳 (917件)

| 行為類型 | 件数 |
|------------------|-----|
| 買ったたき | 246 |
| 代金の支払遅延 | 212 |
| 代金の減額 | 203 |
| 不当な給付内容の変更及びやり直し | 138 |
| 不当な経済上の利益の提供要請 | 76 |
| 割引困難手形の交付 | 32 |
| その他 | 10 |

荷主と物流事業者との取引に関する調査結果 (R5.6.1公表)

◆ 問題につながるおそれのある主な事例

① 買ったとき

- 荷主は、令和元年頃以降、運賃について、物流事業者から引上げの要請がなかったことから、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく据え置いていた。(その他の製造業)
- 荷主は、物流事業者との運賃値上げ交渉に応じず、30年ほど前に定めた運賃表に基づく内容で毎年契約更新をして運賃を据え置いていた。(窯業・土石製品製造業)
- 荷主は、農産物の運送を委託するに際し、物流事業者がコスト上昇分について運賃の引上げを求めたにもかかわらず、自己の予算を理由に、協議することなく一方的に運賃を据え置いた。(協同組合)

② 代金の支払遅延

- 荷主は、担当者が事務処理を失念し、あらかじめ定めた期日に運賃の支払ができなかったため、物流事業者に請求日を遅らせた請求書を再作成させた上、1か月遅れで支払った。(各種商品卸売業)
- 荷主は、自社の計算ミスの原因として支払を翌月に遅らせた。(飲食料品卸売業)

③ 代金の減額

- 荷主は、物流事業者に定期的に運送を委託している配送先における自社商品売上げの低迷を理由に、一方的に運賃を減額した。(食料品製造業)
- 荷主は、物流事業者に対し、運賃のうち1万円未満の端数を切り捨てて支払った。(総合工事業)

④ 不当な給付内容の変更・やり直し

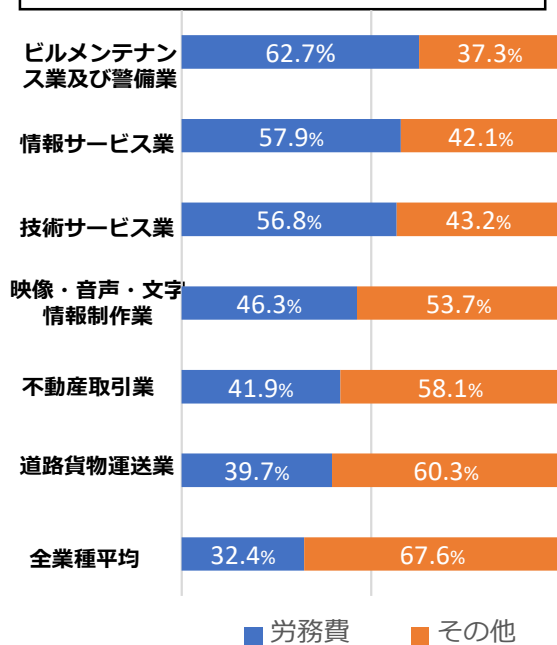
- 荷主は、翌朝の運送に備えて、前日夕方に物流事業者を集荷に来させているにもかかわらず、積み込む荷物の用意を終えておらず、数時間に及ぶ待機を余儀なくさせているが、当該待機時間に関する支払を行っていなかった。(物品賃貸業)

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①（R5.11.29公表）

労務費の転嫁の現状

特別調査の結果、原材料価格やエネルギーコストに比べ、労務費の転嫁が進んでいない結果がみられた。
 （コスト別の転嫁率<中央値>：原材料価格（80.0%）、エネルギーコスト（50.0%）、労務費（30.0%））

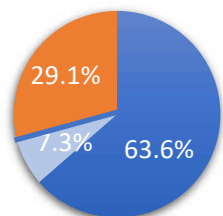
コストに占める労務費の割合の高い業種



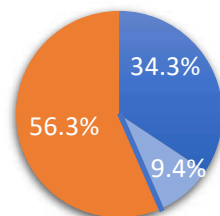
労務費の割合の高い業種の転嫁の状況

労務費の割合の高い業種の中には要請ができていない業種がみられるが、その業種の中でも要請している受注者は価格転嫁が認められている。

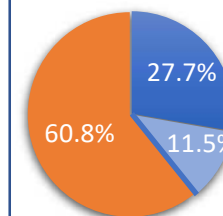
ビルメンテナンス業及び警備業



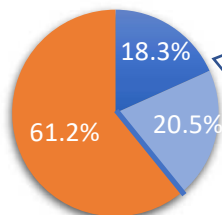
情報サービス業



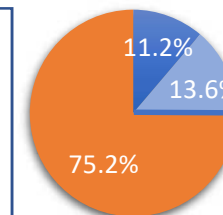
技術サービス業



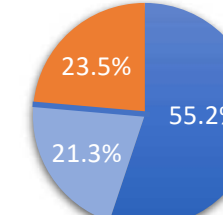
映像・音声・文字情報制作業



不動産取引業



道路貨物運送業



■ 労務費

■ その他

■ 要請した（労務費の上昇を理由とした）

■ 要請した（労務費の上昇を理由としていない）

■ 要請していない

特別調査の回答者からの声としては、労務費の転嫁の交渉実態として、価格転嫁を認めてもらったとする声がある一方で、以下の声があった。

- 労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強くある。
- 交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められる。
- 発注者との今後の取引関係に悪影響（転注や失注など）が及ぶおそれがある。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

特別調査における事業者からの指摘事項（項目別）

| 項目 | 事業者からの指摘事項 | 本指針の対応部分 |
|-----------------------|---|------------|
| 本社（経営トップ）の関与 | <ul style="list-style-type: none"> ● 交渉現場の担当者からすれば労務費上昇分の価格転嫁を認めない行動を取ることが、発注者の短期的な利益（コスト増の回避）につながり、業績として評価されることになるので転嫁に応じてもらえない。 | 発注者としての行動① |
| 発注者側からの定期的な協議の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ● 約30年前の取引開始以降、一度も価格改定がなされていない。 ● 実質的にはスポット取引とはいえない取引であるにもかかわらずスポット取引と認識している発注者から価格交渉の打診を受けたことがなく、取引開始以降、価格が据え置かれている。 ● 基本的にどの発注者からも長年据え置かれてきた。 | 発注者としての行動② |
| 説明・資料を求める場合は公表資料とすること | <ul style="list-style-type: none"> ● 発注者から当社のコスト構造を明らかにする資料の提出を求められたが、明らかにしたくないため労務費の転嫁の要請を断念した。 | 発注者としての行動③ |
| 要請があれば協議のテーブルにつくこと | <ul style="list-style-type: none"> ● 取引上の立場が弱い受注者からは、<u>労務費の転嫁の協議を求めると契約の打切りなど、不利益を受けるのではないかと</u>の心配から協議を持ちかけられない。 ● <u>燃料費の上昇分の価格転嫁は認められたが、それ以外の労務費などについては交渉のテーブルについてくれなかった。</u> | 発注者としての行動⑤ |
| 必要に応じ考え方を提案すること | <ul style="list-style-type: none"> ● 発注者が自ら用意した労務費の転嫁の交渉用のフォーマットによる<u>価格転嫁の申し出しか受け付けておらず、当該フォーマットで計算した結果、当社が本来求めたかった額より低い額となった。</u> | 発注者としての行動⑥ |

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針③

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例（項目別）

| 項目 | 事業者の取組事例 | 本指針の対応部分 |
|--------------------------|---|------------|
| 本社（経営トップ）の関与 | ○ 受注者からの要請の有無にかかわらず1年に1回以上の価格交渉をすること等を内容とする代表取締役からの指示を社内で周知した。 | 発注者としての行動① |
| 発注者側からの定期的な協議の実施 | ○ 受注者に対し、労務費を含めたコストアップによる価格転嫁の必要性についての協議を呼びかける文書を定期的に送付している。 | 発注者としての行動② |
| 説明・資料を求める場合は公表資料とすること | ○ 最低賃金なり厚生労働省の統計といった公表資料から大まかな賃金の傾向が確認できれば、わざわざ受注者の労務費が実際に上がっているかといった個社の労務費の状況までは聞かずに受注者が求める額を受け入れることとしている。 | 発注者としての行動③ |
| サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと | ○ 毎月実施している直接の取引先である受注者（一次取引先）との会合において、 <u>二次取引先以降の値上げも含めて当社に転嫁を求めてくるように声かけ</u> をしている。 | 発注者としての行動④ |
| 要請があれば協議のテーブルにつくこと | ○ 受注者から従業員の賃金を引き上げるために翌期の契約金額の引上げを求められたところ、 <u>翌期の作業内容に変更はなかったものの、双方合意の金額にて取引価格を引き上げた。</u> | 発注者としての行動⑤ |
| 必要に応じ考え方を提案すること | ○ 労務費の転嫁のやり方が分からないと受注者から相談を受けた際、 <u>他の受注者による算定式として最低賃金の上昇率や物価上昇率を基に要請額を算定した例</u> を紹介している。 | 発注者としての行動⑥ |

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針④

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映**させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針⑤

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の1 2の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要⑥

価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

○年○月○日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

| （例） | 単価 | 数量 | 金額 | （備考）旧単価（円）／ 単価上昇率（％） |
|--------------|----|----|----|-------------------------|
| 材料・品番 ・・・ | | | | |
| 小計 | 円 | | | |

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

| （例） | 単価 | 総使用量 | 貴社向け売上比率 | 金額 | （備考）単価 上昇率（％） |
|------------|----|------|----------|----|------------------|
| 電気代 ・・・ | | | | | |
| 小計 | 円 | | | | |

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

| （例1） | 改定前の 労務費総 額 | 労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースア ップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労 使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出 | 貴社向け売 上比率 | 金額 |
|------|-------------------|---|--------------|----|
| | 円 | 円 | ％ | 円 |

| （例2） | 現在の労務 費単価 | 人数 | 労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率 | 金額 |
|------|--------------|-----|---------------------------------|----|
| | 円／人・日 | 人・日 | ％ | 円 |

小計 円

4 その他

| |
|-------------------|
| （例）設備償却費、保管料、輸送費等 |
| 小計 円 |

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報 手続等案内

ホーム > 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日：内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）及び「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（令和5年3月1日）に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

- ① (令和5年11月29日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について
- ② (令和5年11月29日)労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- ③ 別添（価格交渉の申込み様式（例））

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報 手続等案内

ホーム > 独占禁止法 > 法令・ガイドライン等(独占禁止法) > 運用基準関係 > 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

PDF版はこちら。(PDF:879KB)
別添（価格交渉の申込み様式（例））はこちら

令和5年11月29日
内閣官房
公正取引委員会

はじめに

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサブライイさせ、物価に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転正化が不可欠である。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>15

コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要① (R5.12.27公表)

- 公正取引委員会は、令和4年の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（令和4年緊急調査）等を踏まえ、**令和5年度「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（特別調査）を実施。**
- **39業種（次ページの表に記載の業種）を中心に**、事業者間取引における価格転嫁の状況、独占禁止法Q&Aに該当する行為の有無等を調査。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

特別調査の概要

【第1回書面調査】（対象事業者数 110,000名）

受注者・発注者の双方での立場での回答を求める調査

【第2回書面調査】（対象事業者数 3,064名）

第1回書面調査で受注者から名前の挙がった発注者等に対する調査

【令和4年緊急調査における注意喚起対象4,030名に対するフォローアップ調査】

注意喚起対象4,030名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査

【事業者名公表13名に対するフォローアップ調査】（5ページ参照）

令和4年緊急調査において事業者名公表の対象となった13名の事業者について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査

書面調査の結果を踏まえた立入調査
(349件実施)

独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者8,175名**
に対し**注意喚起文書を送付**
(次ページ参照)

コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

注意喚起文書の送付

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者8,175名に対し、注意喚起文書を送付
- 回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合は、令和4年緊急調査と比較して4.1ポイント減少（21.2%→17.1%）
- 調査対象39業種の業種ごとの送付件数は下表のとおり。

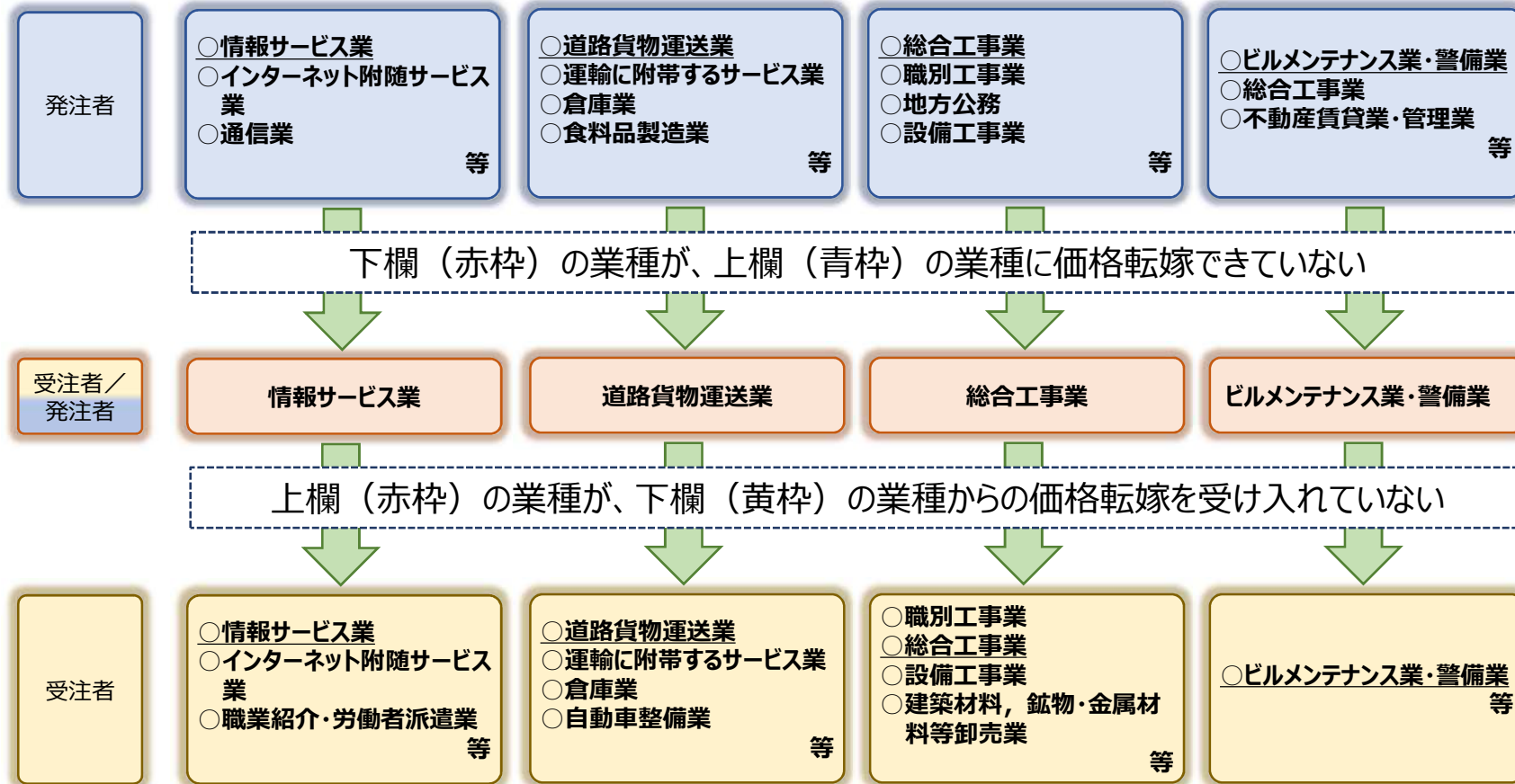
| 業種 | 件数 (注1) | 業種 | 件数 (注1) | 業種 | 件数 (注1) |
|--------------------------------|------------|-------------------|------------|------------------------------|------------|
| 情報サービス業 | 755 | 機械器具小売業 | 214 | 非鉄金属製造業 | 89 |
| 協同組合 | 559 | 映像・音声・文字情報制作業 | 194 | 医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）（注2） | 88 |
| 道路貨物運送業 | 460 | 電気機械器具製造業 | 183 | 鉄鋼業 | 86 |
| 機械器具卸売業 | 391 | 技術サービス業 | 171 | 不動産取引業（注2） | 76 |
| 総合工事業 | 325 | 飲食料品小売業 | 167 | 情報通信機械器具製造業 | 52 |
| 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 309 | 広告業 | 161 | 石油製品・石炭製品製造業 | 47 |
| 金属製品製造業 | 286 | 窯業・土石製品製造業 | 160 | ドラッグストア・ホームセンター（その他の小売業）（注2） | 47 |
| 化学工業 | 275 | はん用機械器具製造業 | 158 | 自動車整備業 | 41 |
| 生産用機械器具製造業 | 266 | 放送業 | 148 | 酪農業・養鶏業（農業）（注2） | 36 |
| 不動産賃貸業・管理業（注2） | 263 | 印刷・同関連業 | 137 | 各種商品卸売業 | 36 |
| 食料品製造業 | 249 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 127 | 家具・装備品製造業 | 29 |
| 輸送用機械器具製造業 | 233 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 124 | その他の業種 | 593 |
| ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）（注2） | 224 | 業務用機械器具製造業 | 103 | 合計 | 8,175 |
| 飲食料品卸売業 | 223 | 各種商品小売業 | 90 | | |

注1 「件数」欄の数値は、第1回書面調査、第2回書面調査及び注意喚起対象4,030名に対するフォローアップ調査に基づく注意喚起文書送付の合計の件数。

注2 業種名は、原則として日本標準産業分類（平成25年10月改定 総務省）上の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の小売業」については細分類の「ドラッグストア」及び「ホームセンター」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要③

価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例



これらのサプライチェーンにおいては多重下請構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがわかる

コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要④

事業者名公表13名に対するフォローアップ調査の結果

- 事業者名公表13名は、進捗の程度に差はあるものの、いずれも、フォローアップ調査の期間中における価格転嫁円滑化の取組により、全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めていた。
 - ✓ 事業者名公表13名は、いずれも、事業者名公表等を契機として、令和5年1月頃以降、順次、受注者に対し、文書、メール、面談等の方法により、「コスト上昇による価格転嫁の要望があれば価格交渉に応じるので申し出るように」などといった呼び掛けを行っていた。
 - ✓ 事業者名公表13名は、受注者と価格交渉を行った場合は交渉の内容を記録して保管することとし、受注者から価格転嫁の要請があったものの取引価格を据え置く場合は、その理由を記録の残る方法で回答することをルール化していた。
 - ✓ 令和5年1月頃以降速やかに社内体制を整備するなど価格転嫁円滑化の取組を実行した事業者も複数みられた。
- 事業者名公表13名の受注者からは
 - ◎ 令和5年に入ってから、価格交渉の呼び掛けがあったので価格転嫁を要請し、満額認められた
 - ◎ 令和4年までは、困ったことがあれば何でも言ってくださいと言いつつ、実際に価格転嫁を申し出てもきちんと交渉に応じてもらえなかったが、令和5年に入ってから発注者から具体的な価格転嫁に係る呼び掛けが来るようになり、価格転嫁することができたなどの声が寄せられた。その一方で
 - × 令和4年も令和5年に入ってから、価格交渉の呼び掛けはなく、当社から価格転嫁を申し出てもいないので、取引価格は据え置かれたままである
 - × 価格交渉の呼び掛けがあったので価格転嫁を申し出たものの、具体的な交渉をせず取引価格の据置きを一方向的に告げられたり、次の交渉を数か月先に先延ばしにされたりしたなどといった声も寄せられた。



これらを踏まえると、事業者名公表13名は、全体としては、価格転嫁円滑化の取組を相当程度進めていると認められる。
一方で、その取組の現場への浸透が不十分な事業者も認められる。



価格転嫁円滑化の取組の現場への浸透が不十分な一部の事業者にあっては、経営トップから価格協議を担当する各部門の担当者までの事業者全体としての価格転嫁円滑化に関する方針の徹底（ガバナンスの改善）が求められる。

相談・申告窓口のご案内

| | | |
|-----------------------|-------------|--|
| 物流特殊指定 | 相談 |  092-431-6031 (公正取引委員会九州事務所 取引課) |
| | 申告・ 事件調査 |  092-431-6033 (公正取引委員会九州事務所 第一審査課)  〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会 事務総局 九州事務所 第一審査課  https://www.iftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html |
| 下請法 (相談・申告) | |  092-431-6032 (公正取引委員会九州事務所 下請課)  〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 公正取引委員会 事務総局 九州事務所 下請課  https://www.iftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html |
| 不当なしわ寄せに関する 下請相談窓口 | |  (不当な下請取引) ゼロゼロ 110番 0120-060-110 |
| 情報提供フォーム (匿名可) | |  https://www.iftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html |